

(一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 一般電気事業者は、この省令の施行後六月を経過するまでの間に電気事業法第二十四条の第三項の規定による託送供給約款の届出をしようとするときは、第二条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則(以下、「新託送算定規則」という。)(第三条第一項の「将来の合理的な期間」を、事業者の実情に応じた合理的な期間」に読み替えるものとする。

2 連系設備等に係る新託送算定規則第十五条の第三項の規定の適用については、当該連系設備等の原価算定期間における平均帳簿価額を算定した額(建設中のものについては、その建設仮勘定の原価算定期間における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額)は、同項に規定する連系設備特別報酬対象額に算入しないものとする。

(電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則(以下、「新託送収支規則」という。)の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務(以下、「託送供給等の業務」という。)並びに振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務(以下、「振替供給等の業務」という。)(に関する会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る社内取引明細表、設備別費用明細表、送配電部門収支計算書及び送配電部門収支計算書のうち、この省令の公布の日以後に公表するものについては、新託送収支規則の規定を適用することができる。

2 平成十九年四月一日の属する事業年度に係る社内取引明細表、設備別費用明細表及び送配電部門収支計算書について前項ただし書の規定により新託送収支規則の規定を適用する一般電気事業者は、当該事業年度に係る託送供給等の業務に関する会計を整理しようとする場合にあっては、新託送収支規則第四条第一項の規定中、「四月以内」とあるのは、「五月以内」と読み替えるものとする。

3 平成十九年四月一日の属する事業年度に係る送配電部門収支計算書について第一項ただし書の規定により新託送収支規則の規定を適用する卸電気事業者は、当該事業年度に係る振替供給等の業務に関する会計を整理しようとする場合にあっては、新託送収支規則第九条第一項の規定中、「四月以内」とあるのは、「五月以内」と読み替えるものとする。

4 平成二十一年四月一日の属する事業年度に係る前期超過利潤累積額及び前期内部留保相当額は、一般電気事業者の実情に応じて適当と認められる方法により算定するものとする。

(一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正)

第五条 一般電気事業部門別収支計算規則(平成十八年経済産業省令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条見出し中「監査証明書」を「証明書」に改める。

別表第三中「共通部門の」を削る。

(電気事業会計への適用)

第六条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

○国土交通省令第五十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む。)(第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項、第九十四条の五第六項及び第十一項並びに第九十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月七日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中、「第四号まで」を、「第四号まで」に、並びに「を」を「に」に改める。

第二十九條第四項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。)

第三十二條第十項中、「以下同じ。」を削る。

第三十三條に次の一項を加える。

4 自動車には、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前部霧灯照射方向調整装置(前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調整するための装置をいう。)を備えることができる。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の四中、「前面に」の下に「指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)第二号様式による有効期間及び自動車登録番号又は車両番号が」を加える。

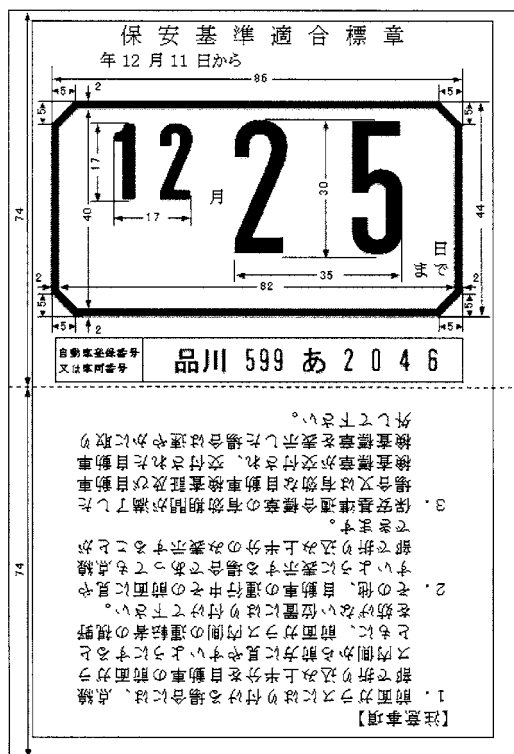
第四十二條第一項中、「及び第五項から第七項まで」を、「第五項から第七項まで及び第十二項」に改める。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第三条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二号様式表面を次のように改める。

(表)



短辺 (日本工業規格A列6番)

備考

- (1) 有効期間が満了する日を表示する数字は、赤色とすること。
- (2) 有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、図示の例により表示すること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。